

令和元年台風第15号・第19号による 被災住宅の補修工事費用に対する補助制度を創設

～1月17日から申請受付～

令和元年台風第15号及び第19号による被災者の住宅の復旧と生活の再建を図ることを目的として、災害救助法による応急修理の対象とならない軽度な被害を受けた住宅を対象に、東京都の「令和元年台風第15号・第19号住宅被害対策区市町村支援事業」を活用し、補修工事に要する経費の一部補助を下記のとおり実施します。

なお、今後実施する補修工事だけでなく、既に着工済みのものや、完了したものについても補助の対象とします。

記

1 補助金額

次の（1）（2）のいずれか低い方の額

- （1） 30万円
- （2） 補修工事にかかる経費の2分の1

2 補助対象住宅

区分	り災証明書の判定
台風第15号に係る被災住宅	一部損壊
台風第19号に係る被災住宅	一部損壊（10%未満） （準半壊〔損害割合10%以上20%未満〕であっても災害救助法の支援の対象とならないものは補助対象となります。）

○用語の意味

被災住宅	台風により被害を受けた市内に存する住宅で、市から「り災証明書」の交付を受けたもの（今後受けるものも可）
------	---

<問い合わせ> まちなみ整備部住宅政策課長 志萱（しがや）

電話042-620-7260